

座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務仕様書

令和7年3月

座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課

座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務 仕様書

1 委託業務名

座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託

2 目的

本市では、令和4（2022）年2月14日に「座間市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明した。また、令和5（2023）年3月に策定した「第2次座間市環境基本計画」に内包する「座間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で50%以上削減することを目標として掲げている。

本業務では、本市の公共施設において、具体的にどのような施設、立地に太陽光発電設備の導入が可能か調査を行うものである。本業務における成果は、「座間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」における太陽光発電設備の導入目標設定等に係る検討資料及び「脱炭素ロードマップ」の策定に係る検討資料として活用しようとするものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月16日（金）まで（予定）

4 業務工程

本業務を行うに当たり、業務工程表（任意様式）を提出すること。また、業務を進めるに当たり、必要に応じて委託者から打ち合わせの要望があった際には、受託者は対応すること。

5 業務内容

本事業は、環境省事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援事業の公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業（第2号事業）」を財源として実施するものであるため、当該事業の主旨や交付規定、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」などに基づいた業務を行うこと。

（1）調査対象施設等の情報収集・整理及び地域特性、環境特性等の調査・検討

【対象施設数】

市有施設（別表の81施設）

ただし、（1）で行う調査・検討の結果、設置可能性が著しく低いことが明白な施設については、その理由を明確に示し、委託者と協議を経た上で、（2）以降の調査対象から除外することができる。

【調査項目】

- ① 建物の築年数、構造、用途、耐震、災害リスク
- ② 市条例及び関連計画との整合性等の検討
- ③ 施設の電気使用状況（契約電力、年間電力使用量）
- ④ その他太陽光発電設備の導入可能性の判定に必要な事項

(2) 太陽光発電設備の導入ポテンシャルの評価

【調査内容】

- ① 屋根（形状、素材等の確認）、駐車場、敷地内未利用地の空きスペースの面積
- ② ①の位置及び面積に応じた太陽光発電設備の容量
- ③ 構造計算書等の図面の有無の確認
- ④ その他太陽光発電設備の導入可能性の判定に必要な事項

(3) 導入施設の選定及び詳細検討

(1)、(2)の調査結果を踏まえ、導入施設を選定し、現地調査を実施する。

選定においては、専門的な知識や知見を持つ有資格者等（一級建築士又は専門的な知識や知見を有する者）が、これまでの調査結果や知見を基に適切な分類を行い、将来の設備導入も踏まえた上で、その選定した施設の設置検討が、同じ分類のその他施設へ展開できるよう、できる限り、用途・種類の異なる施設を選定し、汎用性を高めるよう留意する。

【導入施設（見込）】

市有施設（20施設程度）

【詳細検討】

- ① 太陽光発電設備の導入による建築物等への負荷
 - ・構造計算書等を踏まえた太陽光発電設備に対する積載荷重を検討すること。
 - ・旧耐震基準の施設は、耐震診断や耐震補強時に設定した屋上の積載荷重の条件等を含めて、調査・検討すること。
 - ・既に屋上に設置されている機械設備等の状況、屋根の老朽化状況などを含めて、調査・検討すること。
- ② 太陽光発電設備設置位置、想定発電量、日陰の範囲、日射量の検討
- ③ 導入設備の設置工法、レイアウト、導入容量の検討
- ④ 概算事業費（設置工事費、維持管理費、廃棄費用、設計費を含む）の試算
- ⑤ 導入手法（自己所有、PPA等）、補助金及び事業債（令和7年度までの脱炭素化推進事業債を想定）の活用、余剰電力の有無及び活用方法（蓄電池の導入等）、事業スキームの検討（蓄電池については、災害時に加え、平常時の活用も検討する）
- ⑥ 消費エネルギー費用の削減効果と二酸化炭素排出削減量、その他地域の経済・社会にもたらす波及効果等、イニシャルコスト及びランニングコストに対する導入効果及び事業の採算性の検証

- ⑦ 建築基準法等の関係法令遵守、反射光や騒音等の影響等、留意すべき個別事項の確認
- ⑧ 施工に係る障害（工事搬入路、保安スペースの有無）
- ⑨ 周辺環境（立地生活環境、景観等の建設環境状況、鉄道や近隣の架線等の敷設状況）
- ⑩ 維持保全状況（防水メンテナンス等）の確認
- ⑪ 施設の時間帯毎の電気使用量等の確認

6 成果品

（1）業務報告書及び報告書概要版

A 4 版（A 3 版は Z 折り）ファイル綴じ（両面印刷・カラー） 2 部

（2）調査報告書原稿データ（電磁記録媒体） 1 部

原稿データについては、PDF 等で作成した電子データを納入すること。

（3）議事録一式

※本業務で得たすべての成果品は市に帰属するものとし、市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

7 その他

- （1）受託者は本業務の実施のため、対象となる太陽光発電設備について、ペロブスカイト太陽電池等の新技術によるものを選択肢に含めた提案を行うものとする。
- （2）受託者は本業務の実施のため、委託者と十分な協議を行い業務が円滑に進捗するよう努めるものとする。
- （3）本仕様書に定めのない事項等で、業務実施に当たり、疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と協議し決定するものとする。
- （4）受託者は、本業務において知り得た機密事項を第三者に漏らしてはならない。
- （5）本業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- （6）受託者は、成果品の納入後であってもその不備が発見された時は、速やかに受託者の費用を以って訂正すること。
- （7）業務実施に必要な情報の収集に費用を要する場合は、受託者の負担により調達すること。
- （8）受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- （9）受託者は本業務に係る内容で会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- （10）本業務終了後に、第 2 次座間市環境基本計画の見直し等で本業務内容を反映させる場合には、協力すること。
- （11）本委託について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。

別表

番号	施設名
1	総合防災備蓄倉庫
2	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター
3	小松原コミュニティセンター
4	東原コミュニティセンター
5	相模が丘コミュニティセンター
6	ひばりが丘コミュニティセンター
7	栗原コミュニティセンター
8	ひばりが丘集会所
9	市営さがみ野自転車駐車場
10	クリーンセンター
11	資源リサイクルセンター
12	第2資源リサイクルセンター
13	市民健康センター
14	市民体育館（スカイアリーナ座間）
15	もくせい園
16	通園センター（サン・ホープ）
17	鳩川児童館
18	ひばりが丘南児童館
19	相模野児童館
20	座間児童館
21	栗原保育園
22	相模が丘東保育園
23	東原保育園
24	相武台保育園
25	ひばりが丘保育園
26	小松原保育園
27	相模が丘西保育園
28	上下水道局庁舎
29	四ツ谷配水場
30	第1水源ポンプ所
31	第2水源ポンプ所

3 2	第3水源ポンプ所
3 3	栗原水源ポンプ所
3 4	相模が丘配水場
3 5	第1配水場
3 6	第2配水場
3 7	第3配水場
3 8	羽沢受水場
3 9	消防本部・消防署
4 0	消防署東分署
4 1	消防署北分署
4 2	消防団第1分団第1部
4 3	消防団第1分団第2部
4 4	消防団第1分団第3部
4 5	消防団第2分団第1部
4 6	消防団第2分団第2部
4 7	消防団第2分団第3部
4 8	消防団第3分団第1部
4 9	消防団第3分団第2部
5 0	消防団第3分団第3部
5 1	消防団第3分団第4部
5 2	消防団第3分団第5部
5 3	消防団第4分団第1部
5 4	消防団第4分団第2部
5 5	消防団第4分団第3部
5 6	消防団第5分団第1部
5 7	消防団第5分団第2部
5 8	立野台地区女性消防隊施設
5 9	座間小学校
6 0	栗原小学校
6 1	相模野小学校
6 2	相武台東小学校
6 3	ひばりが丘小学校
6 4	東原小学校

6 5	相模が丘小学校
6 6	立野台小学校
6 7	入谷小学校
6 8	旭小学校
6 9	中原小学校
7 0	座間中学校
7 1	西中学校
7 2	東中学校
7 3	栗原中学校
7 4	相模中学校
7 5	南中学校
7 6	座間市公民館
7 7	東地区文化センター
7 8	図書館
7 9	芹沢公園
8 0	かにが沢公園
8 1	スカイグリーンパーク